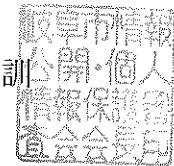


岐阜市行政第250号の2  
平成22年3月29日

岐阜市教育委員会 御中

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 柳原秀訓



保有個人情報訂正請求に対する一部承諾  
処分に関する不服申立てについて（答申）

平成21年12月17日付け岐阜市教委学指第887号で諮詢のあった岐阜市教育委員会が行った一部承諾処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

岐阜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成21年10月29日付けの保有個人情報の訂正請求に対し、これを一部承諾した処分は、妥当である。

### 第2 異議申立ての主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成21年11月30日付け岐阜市教委学指第846号で実施機関が行った保有個人情報の訂正の一部承諾処分は、取り消すべきである。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立て人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書、意見書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 担任、養護教諭の名前が明らかにされていない。
- (2) 中学校当時の帳簿がない。
- (3) 損害賠償請求事件の答弁書にある「[ ]( [ ]を含む。)」を調べた、記載された記録帳又は記録ノートは、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会が出した答申に基づき作成されたものであり、実施機関は、当初は公文書が存在しないと主張したものである。
- (4) 実施機関は、「『[ ]小一[ ]さんにかかわること』は、損害賠償請求事件に対して市教育委員会が平成18年7月3日付け提出の答弁書作成にあたり、異議申立て人の小学校当時の担任及び養護教諭に聞き取りした内容をまとめた」として、岐阜市教育委員会の職員が作成した旨を主張する。しかし、異議申立て人が知る限りは、教職員が作成したと認識しており、あいまいな公文書を作成したことになる。
- (5) 実施機関は、中学校在学中の2年次及び3年次において、担任教師が教科書を持参して、異議申立て人の自宅に出向いた旨を主張するが、週案簿を保管しない学校（市教育委員会）で余分な情報作成は許されず、担任教諭2名の氏名を明らかにすべきである。
- (6) 実施機関が本件異議申立て後に調査したところによれば、「校長は異議申立て人の保護者に対して〇月〇日に卒業証書を受け取りに来ていただきたいと伝えた」とあるが、月日も分かっていないし、異議申立て人と校長の主張する日が合わないならば、正式に文書を出していこととなる。
- (7) 本件異議申立ては、児童生徒の個人情報にかかわることなので、発言者の身元氏名は明らかにすべきである。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での意見陳述によれば、おお

むね次のとおりである。

1 異議申立人が本件異議申立てにおいて主張する訂正を求める箇所のうち、訂正請求を非承諾とした箇所及びその理由は、次のとおりである。

(1) ア 該当公文書

平成18年2月15日付け岐阜市教委学指第729号陳述書

イ 訂正請求に対し非承諾とした箇所

(ア) 異議申立人の小学校当時の担任教諭及び養護教諭から聞き取りした結果、異議申立人は[REDACTED]、意思表示もみられなかった。

(イ) 答弁書以外に「[REDACTED]」と記載された文書は存在しない。

ウ 訂正請求を非承諾とした理由

いずれも事実に基づく内容であるので、訂正請求の内容が事実と合致するとは認められないから。

(2) ア 該当公文書

平成19年1月19日付け岐阜市教委学指第813号陳述書

イ 訂正請求に対し非承諾とした箇所

当時の担任等から原告（異議申立人）の当時の状況を聞き取りした内容

ウ 訂正請求を非承諾とした理由

事実に基づく内容であり、訂正請求の内容が事実と合致するとは認められないから。

(3) ア 該当公文書

平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号1陳述書

イ 訂正請求に対し非承諾とした箇所

[REDACTED]([REDACTED])と記載された文書は存在しないが、「[REDACTED]」との記載のある岐阜市教育委員会作成の文書「[REDACTED]小一[REDACTED]さんにかかわること」

ウ 訂正請求を非承諾とした理由

異議申立人が提起した損害賠償請求事件に対して市教育委員会が平成18年7月3日付け提出の答弁書作成にあたり、異議申立人の小学校当時の担任及び養護教諭に聞き取りした内容をまとめたものであり、後日作成されたものでないので、訂正請求の内容が事実と合致すると認められないから。

(4) ア 該当公文書

平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号2陳述書

イ 訂正請求に対し非承諾とした箇所

(ア) [REDACTED]([REDACTED])と記載された文書は存在しないが、「[REDACTED]」との記載のある岐阜市教育委員会作成の文書「[REDACTED]小一[REDACTED]さんにかかわること」

(イ) 文書「[REDACTED]小一[REDACTED]さんにかかわること」

(ウ) 異議申立人の小学校当時の担任及び養護教諭に聞き取りした

## 内容

### ウ 訂正請求を非承諾とした理由

#### (ア) イ(ア)について

事実に基づく内容であり、訂正請求の内容が事実と合致するとは認められないから。

#### (イ) イ(イ)について

異議申立人が提起した損害賠償請求事件に対して市教育委員会が平成18年7月3日付け提出の答弁書作成にあたり、異議申立人の小学校当時の担任及び養護教諭に聞き取りした内容をまとめたものであり、後日作成されたものでないので、訂正請求の内容が事実と合致すると認められないから。

#### (ウ) イ(ウ)について

事実に基づく内容であり、訂正請求の内容が事実と合致するとは認められないから。

### (5) ア 該当公文書

平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号3陳述書

#### イ 訂正請求に対し非承諾とした箇所

文書「[ ] 小一 [ ] さんにかかわること」は、原告（異議申立人）が提起した損害賠償請求事件に対し、市教育委員会が平成18年7月3日付け提出の答弁書作成にあたり、異議申立人の小学校当時の担任及び養護教諭に聞き取りした内容をまとめたものである。

#### ウ 訂正請求を非承諾とした理由

市教育委員会の職員が市教育委員会として聞き取りを行ったため聞き取りを行った主体を「市教育委員会」としているのであるから、事実と相違ないので、訂正請求の内容が事実と合致すると認められないから。

### (6) ア 該当公文書

平成20年7月29日付け岐阜市教委学指第400号陳述書

#### イ 訂正請求に対し非承諾とした箇所

(ア) 本件異議申立人は、中学校在学中の2年時及び3年時において、登校することがなかったので、担任の教師は、教科書を持参して同人の家に出向いたが、同人の保護者が受取りを拒否したため中学校においてこの教科書を保管するものである。

(イ) 別の日を設けて行おうとしたが、同人は当該指定の日及びその日以後においても来校することがなかった。

#### ウ 訂正請求を非承諾とした理由

#### (ア) イ(ア)について

これは、当時の担任から聴取した内容に基づき記載したものであり、訂正請求を受けて調査を行ったところ、2年時及び3年時において、それぞれ担任が家庭訪問の際に教科書を持参したが、異

議申立人の保護者が受取りを拒否したことであった。したがって、事実の内容に誤りがあるとは認められず、また、異議申立人から訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類が提出されていないので、訂正請求の内容が事実と合致するとは認められないから。

(イ) イ(イ)について

これは、当時の校長や学校関係者から聴取した内容に基づき記載したものであり、訂正請求を受けて調査を行ったところ、校長は異議申立人の保護者に対して、特定の日に卒業証書を受け取りに来ていただきたいと伝えたが、その日に異議申立人の母親は受け取りにこなかったとのことである。

異議申立人は、校長が指定した卒業証書の受取りの日について納得していなかった旨主張するが、ここで訂正を求める箇所の内容は、異議申立人が校長が指定した卒業証書の受取りの日を納得していたとするものでないので、この主張をもって事実の内容に誤りがあるとは認められなかつた。また、異議申立人から訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類が提出されていないので、訂正請求の内容が事実と合致するとは認められなかつたから。

2 異議申立人は、本件異議申立てにおいて、異議申立ての理由に「事実であるため、担任、養護教諭の名前が明らかにされていない」、「中学校当時の帳簿もないため」と記載するが、これらの理由をもってしても、訂正請求の内容が事実と合致しているとは認められなかつた。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 異議申立人が訂正を求めている個人情報の性質

異議申立人が訂正を請求しているものは、平成18年2月15日付け岐阜市教委学指第729号陳述書、平成19年1月19日付け岐阜市教委学指第813号陳述書、平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号1陳述書、平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号2陳述書、平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号3陳述書及び平成20年7月29日付け岐阜市教委学指第400号陳述書の各一部である。これらの陳述書は、当審査会に提出するために実施機関が作成したものである。

したがって、これらの陳述書は、実施機関が組織的に保有するものであり、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号に規定する公文書にあたる。

また、これらの陳述書には、異議申立人が識別される情報が含まれております、個人情報にあたる。

よって、これらの陳述書に記載された情報は、条例第2条第1項第4号に規定する保有個人情報にあたる。

## 2 保有個人情報の訂正

条例第24条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、……当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。・・）を請求することができる。」と定めている。

この規定は、実施機関の保有する公文書に記載されている個人情報の内容が事実と違うことにより本人に不利益を与えること等がないように、公文書に記載されている自己に関する個人情報の訂正を請求することができることを定めたものであるといえる。そして、訂正の請求が認められる「事実でない」とは、氏名、生年月日、住所、性別、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断することができる事項について誤りがあることをいうと解するのが相当である。言い換えれば、客観的な資料から誤りであると判断することができる事項がここでいう「事実」である。

このような観点からすると、異議申立人が訂正を求めている内容は、実施機関の視点から状況を説明した評価に近いものであると認められ、訂正を請求する対象となる「事実」とは言い難く、また、異議申立人から評価の争いではなく「事実」としてその内容が誤りであると判断することができる客観的な資料の提出もない。

以上のことから、保有個人情報の訂正の請求に理由があるとは認められない。

## 3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

## 第5 審査会の審査経緯等

平成21年	10月29日	保有個人情報訂正請求
	11月30日	実施機関の訂正一部承諾決定
	12月 3日	異議申立て
	12月17日	諮詢
	12月21日	実施機関に陳述書の提出依頼
平成22年	1月 4日	陳述書提出
	1月 5日	異議申立人に陳述書の写しを送付
	1月13日	審査会開催。異議申立人から意見書提出。実施機関及び異議申立人から意見聴取
	2月18日	審査会開催。異議申立人から意見書提出
	3月17日	審査会開催。異議申立人から上申書提出。
	3月29日	答申